災害等見舞金制度実施規程

東京都社会福祉協議会
社会福祉法人経営者協議会

1　この制度は自然災害等により被害を受けた会員法人に対し、見舞金を贈り、もって相互扶助に資することを目的とする。

2　対象とする災害は以下のとおりとする。

（1）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用災害。

（2）新型のウイルス感染症等の感染者発生による被害。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、感染症法上の位置づけが５類感染症に変更された場合は、２（２）から除外する。

3　以下の場合について見舞金を贈ることができる。

（1）施設建物並びに建物付属設備への被害。とくに、建物付属設備については、施設運営上不可欠な設備とする。

（2）10 名以上の利用者及び職員が新型のウイルス感染症等の感染により、事業実施に甚大な支障が生じた場合。

4　見舞金の金額は以下の通りとし、当該年度の予算の範囲の支出とする。

（1）　災害救助法適用災害の場合

床下浸水または一部損壊	１万円
床上浸水または半壊以上の被害	３万円

（2）　新型のウイルス感染症等の感染者発生の場合　１万円

なお上記の見舞金は、当該年度において１法人１回とする。

5　災害見舞いの実施にあたっては、被災後または感染者発生後１年以内に、経営者協議会会長への申請による。

附則

１．本規程は令和２年 7 月 17 日より実施し、令和２年４月に遡及し適用する。

２．令和５年２月 24 日一部改正、令和５年４月１日施行。

記 入 例

申請書様式例

令和５年４月２０日

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

会長　様

社会福祉法人　東京都福祉会

理事長　福 祉　太 郎　(印)

印鑑

東京都社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会

災害等見舞金制度の申請について

この度、下記の事由により、状況を報告するとともに、見舞金の申請をいたします。

１　申請事由（下記の事由の□にチェックください）

□（１）災害救助法適用災害の場合

☑（２）新型のウイルス感染症等の感染者発生の場合

２　被害状況等

施設名及び所在地	被害状況等	備考
特別養護老人ホーム〇〇園 〇〇区〇〇町〇－〇－〇	（例）災害 河川氾濫による床下浸水が発生し、利用者の居室・食堂・厨房等が使用不能となった。	
特別養護老人ホーム東京福祉園 新宿区神楽河岸１－１	（例）新型コロナウイルス感染者発生 令和５年１月 10 日発生、１月 20 日終息 感染者数　利用者（　10　）名 職　員（　５　）名	※本会施設部会会員施設の 10 名以上の利用者及び職員の感染が要件

３　見舞金の振込先

銀行名	とうきょうふくし　銀行	ふくし　支店						
口座番号	（普通・当座）	1	2	3	4	5	6	7
口座名義	ふりがな（必須）　フク）トウキョウトフクシカイリジチョウフクシタロウ							
	社会福祉法人　東京都福祉会　理事長　福祉太郎							

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

会長　様

社会福祉法人

理事長　　(印)

東京都社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会
災害等見舞金制度の申請について

この度、下記の事由により、状況を報告するとともに、見舞金の申請をいたします。

1　申請事由（下記の事由の□にチェックください）

□（1）災害救助法適用災害の場合

□（2）新型のウイルス感染症等の感染者発生の場合

2　被害状況等

施設名及び所在地	被害状況等	備考

3　見舞金の振込先

銀行名	銀行	支店						
口座番号	（　普通　・　当座　）							
口座名義	ふりがな（必須）							